

令和元年11月26日

法務省民事局商事課 御中

奈良県司法書士会  
会長 梅本 司

「法務局における遺言書の保管等に関する政令案（仮称）」に関する意見募集について

当会は、標記意見募集に関し、次のとおり意見を述べます。

## 1 意見の趣旨

「法務局における遺言書の保管等に関する法律（以下「遺言書保管法」という。）」の施行にあたっては、国民の権利擁護の観点から、その施行までに以下のとおりの確認と省令等の整備が必要である。

（1）遺言書保管法が定める、法務局に提出する申請書、請求書及び審査請求書の書類作成業務は、全て司法書士法第3条第1項第2号が定める「法務局又は地方法務局に提出する書類」に該当するものであることを確認すること。

（2）遺言書保管法に定める、遺言者死亡後の手続に係る資格者代理人は、司法書士及び弁護士に限られるものとして、省令等に規定されるべきである。

## 2 意見の理由

令和2年7月10日の遺言保管法の施行に向け、政令・省令・通達の整備が進められているところであるが、遺言書保管制度の担い手として司法書士に寄せられる期待は非常に大きなものであり、国民のために本制度が混乱なく適切に導入・運用されるよう法律実務家の立場から各所で意見を述べ積極的に制度の作り込みに関わることは当然の責務である。

また、遺言書保管法は、自筆証書遺言の性質自体に変更を及ぼすものではないものの、法律の施行にあたっては、遺言書の保管申請や証明書の交付請求等の手続を中心とした政令・省令・通達の整備が予定されており、今後その担い手がどのようなものであるべきか等、新たな議論を呼び、混乱が生じることが懸念される。

以上のことから、遺言書保管制度の適切な導入・運用がなされるよう、自筆証書遺言及び法務局に提出する書類作成に関連する諸規定等を考慮しつつ、遺言書保管制度の制度設計について、以下のとおり検討する。

(1) 遺言書保管法が定める、法務局に提出する申請書、請求書及び審査請求書の書類作成業務について

①司法書士法第3条第1項第2号の規定について

司法書士法第3条第1項第2号「法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四号において同じ。）を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。」との規定のとおり、「法務局又は地方法務局に提出する書類」の作成については、司法書士の専門業務であることは文理上明確である。

②司法書士法第73条第1項及び第78条第1項について

司法書士法第73条第1項「司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（協会を除く。）は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」との規定のとおり、非司法書士による「法務局又は地方法務局に提出する書類」の作成は、有償無償を問わず禁止されており、同法第78条第1項において、「第七十三条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」との処罰規定が定められている。

(2) 遺言書保管法に定める、遺言者死亡後の手続に係る資格者代理人について

①自筆証書遺言の性質について

自筆証書遺言に関する既存の公的（法的）な手続は、全て家庭裁判所で行われており、こうした裁判手続に関与できる職能は「司法書士と弁護士」のみである。

また、遺言書保管制度の運用が開始された後も、自筆証書遺言で法務局に保管申請がなされなかったものについては、家庭裁判所での「検認手続」を経なければ、その遺言書を使用することができず、この検認手続の申立書の作成ができるのも、司法書士と弁護士のみである。

これらの制限が設けられている理由は、遺言は紛争予防のため書かれることが多いにもかかわらず、専門的な知識や経験が乏しい者が係わることにより、遺言が適切に扱われず、作成した目的自体が達成できない恐れがあるからにほかならない。

②利益相反の危険性について

自筆証書遺言に係る業務については、紛争性（裁判手続への移行）が内在し、相続人当事者間に利害対立の可能性があることから、相続人等から相談を受けるに際しても、利益相反には細心の注意を払うべきところであることは論を俟たない。

つまり、依頼者である相続人と利害が対立する相手方からの相談・業務受託については、これを「業務を行ない得ない事件」として禁止する規定が、資格者代理人たる専門家について

の制度を規定する法律上に必要不可欠であると言える。

### ③代理人資格について

遺言者死亡後の手続に係る代理人については、国民が安心して任せられる職能・既存の諸制度との整合性の観点から一定の制限が必要であるが、遺言書保管法には代理人についての規定はおかれていない。

したがって、遺言書情報証明書の交付請求を行う相続人等の代理人については、省令・通達等により制度設計が図られることになるが、上記①②の点を勘案すると、代理人として認められるのは、遺言実務に精通し、これまで裁判手続きにも対応して自筆証書遺言に関する業務を担ってきた「弁護士及び司法書士」とされるべきである。

### (3) 結論

以上のことから、遺言書保管法が定める、法務局に提出する申請書、請求書及び審査請求書の書類作成業務については、司法書士法第3条第1項第2号が定める「法務局又は地方法務局に提出する書類」に該当するものであることは明々白々であり、遺言書保管法に定める、遺言者死亡後の手続に係る資格者代理人は、司法書士及び弁護士に限られるものとして、省令等に規定されるべきと考える。